

令和6年度包括外部監査の結果に係る改善状況一覧

監査テーマ：区政におけるガバナンス視点と内部統制の構築及び運用の状況について

No.	指摘・意見	事業	意見の概要	意見の内容	改善内容	改善措置公表日
1	意見	内部統制	リスク一覧表における影響度の格付けの理由等について職員への周知を図られたい。	各課においてリスク選択の段階で、区民・事業者への影響度に関する格付けの選択を誤ってしまい、適切なリスクが選定できなかった事例が生じている。 したがって、リスク一覧表の考え方やリスク一覧表の格付けの見直しが行われた場合には、職員に周知し、評価報告書にリスクの考え方を示すなど工夫すべきである。	令和7年度リスク総括表の作成に当たり、リスク一覧への新たなリスクの追加と併せて、既存のリスクについても過去の不適正事務の事例等を踏まえ、不適正事務の例を追記することで、各課が影響度の格付けを判断しやすくなるよう見直しを行いました。また、これらの見直し内容については、作成依頼通知及び内部統制通信を通じて職員への周知を行いました。	
2	意見	内部統制	リスク一覧表について、リスクの種類として財務に関する事務、個人情報の取扱に関する事務以外の事務のリスクに拡充し、リスクの内容として意図的な不正に基づくリスク（不正リスク）も追加するよう、リスク一覧表を見直すことが望ましい。	「内部統制基本方針」には業務に係る全ての事務を対象範囲としている以上、財務に関する事務、個人情報の取扱に関する事務以外の事務のリスクも各課のリスクの選定において選択できるよう対象を拡充することが望ましい。 また、業務上生じうる不適正事務発生のリスクの中には、職員が業務上行い得る不正リスクも存在するため、不正リスクを予防・発見できるようにすることが望ましい。	全ての事務を対象範囲とする姿勢は維持しつつ、区民・事業者への影響が大きい財務及び個人情報の取扱に関する事項について重点的に取り組むことができるよう、令和7年4月1日付で内部統制基本方針を実態に即した形に見直し、不正の発生防止の観点から踏まえた記載を追加しました。また、令和7年度リスク総括表の作成に当たり、リスク一覧に「機密情報の漏えい」を追加するとともに、不適正事務の例として横領等の記載を追加しました。 今後についても、不正リスクを含めた幅広いリスクを適切に把握できるよう、リスク一覧の内容について、必要に応じて見直しを図っていきます。	
3	意見	内部統制	各課のリスク選定を3種類に限定しないとする場合の例外対応を検討されたい。	令和4年度の港区内部統制評価報告書に指摘のある各課においてリスク選定が適切になされなかった2件はいずれも、過去3年度の不適正事務又は監査指摘・意見事項が3種類以上生じていたケースである。 3種類に限定しない課を過去3年度の不適正事務又は監査指摘・意見事項及び各課の事務内容を基に決定し、当該課については3種類という限定の例外とするなどの措置を検討することが有効であると考えられる。	令和7年度リスク総括表の作成に当たり、区民・事業者への影響度及び発生可能性がともに高く、過去3年間に不適正事務又は監査指摘があるリスクについては、4件以上存在する場合でも全て選定する取扱いに変更しました。 今後についても、過去の事例や各課の業務実態を踏まえ、必要なリスクを適切に選定できるよう、運用状況を踏まえながら見直しを図っていきます。	
4	意見	内部統制	各課の担当者が異動した場合に前任者が行ったリスク選定の確認を新任者が行うなどの取組を取り入れることを検討されたい。	リスクを選定する時期は、取組対象年度の前年度の3月となっているが、港区では4月1日に人事異動となっていることから、リスクを選定した職員と事務執行を行う職員が異なる可能性がある。 実際に担当する事務の執行者がリスクを確認する等の取組を取り入れるなどチェック体制を強化されたい。	令和7年度リスク総括表の作成依頼に当たり、確実な引継ぎを図るため、様式に取組前年度及び取組年度の決裁欄を設け、新年度体制において所属長等による再確認を行う仕組みを整備しました。また、内部統制通信及び悉皆研修において、選定されたリスクの課内共有の徹底について周知しました。 今後についても、年度切替時を中心に引継ぎ及び課内共有の徹底を図り、リスク対応の実効性向上に努めていきます。	
5	意見	内部統制	各課の選定したリスクの評価について、内部統制評価部局が、各課が自己評価を行う前に、各課の選定したリスクを評価するプロセスに変更することを検討されたい。	各課のリスク選定が不適切であった場合でも、取組対象年度以降の内部統制評価部局による評価まで、不適切であったことが発覚しない可能性が否定できない。 そのため、内部統制評価部局が、各課が自己評価を行う前に取組対象年度中に各課が選定したリスクについて確認して是正する機会を確保することが望ましいと考える。	各課がリスクを選定した後、自己評価を行う前に、内部統制評価部局が当該リスク内容を確認する手順に事務処理プロセスを変更しました。 これにより、不備が認められた場合は、各課が適切なリスクを把握し、予防策を講じた上で運用できるよう改善しました。	令和8年5月15日
6	意見	内部統制	内部統制推進部局は、各課のリスク選定に際し、各課の業務内容に沿ったリスク一覧表の「リスクの種類」を選択できるよう支援されたい。	各課において業務に沿ったリスクを選択できなければ、正確にリスクを把握することができなくなるおそれがある。 リスク一覧表では、起こりがちな不適正事務の業務内容を類型化し「リスクの種類」という形で抽象的に規定していることから、内部統制推進部局は各課が業務内容に沿った「リスクの種類」を選択できるよう支援されたい。	令和7年度リスク総括表の作成に当たり、「不適正事務の例【参考】」欄に過去事例等を踏まえた具体的な記載を追加し、各課が業務内容に沿ったリスクを選択しやすくなるよう見直しを行いました。 今後についても、実際に発生した不適正事務の内容を踏まえ、参考事例の充実を図ることで、各課におけるリスク選定を支援してまいります。	
7	意見	内部統制	地方自治法150条が求める方針策定と体制整備における不備の有無の評価について、同制度が機能しているのかという観点で不備の有無を判断することが望ましい。	不適正な事務の発生という結果にのみ着目するのではなく、不適正な事務の内容、発生に至る過程により状況は異なる以上、地方自治法150条が求める方針策定と体制整備が機能しているのかという観点で不備の有無を判断することが望ましい。 加えて、顕在化していないリスクについても、リスクとして正しく評価し、対策を取るといった観点も同制度の評価において取り入れる必要性を感じる。	港区内部統制制度が実効的に機能しているかを評価できるよう、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に基づき、内部統制評価における評価項目を見直しました。この評価項目は、不適正な事務の発生有無に加え、方針策定及び体制整備の状況や運用過程を評価することとしました。 顕在化していないリスクを含めた多角的な評価を行うことで、内部統制制度全体の有効性の確認及び予防的統制の強化を図ってまいります。	
8	意見	内部統制	不適正事務が発生しなかった原因についても各課において検証する必要がある。	各課による自己評価において不適正事務が発生しなかった場合、その原因について「リスクへの予防策が適切に運用された。」と記載されているが、予防策により不適正事務発生のリスクが低減されたのか不明であり、原因分析が適切になされているとは言い難い。不適正事務が発生しなかった場合においても、予防策が機能していたかの検証を行い、原因を掘り下げる必要がある。	令和6年度の自己評価の実施依頼に際し、不適正事務が発生しなかった場合においても、その要因を掘り下げて検証するよう全庁に周知しました。これにより、各課において予防策が有効に機能していたかを確認することとしていきます。あわせて、令和6年度から再発防止策の後追い調査を実施し、発生した事案に対して講じた予防策の有効性について、評価過程において継続的に検証してまいります。 今後もこれらの取組を継続することにより、予防策の有効性の確認と適切な自己評価の徹底を図ってまいります。	

No.	指摘・意見	事業	意見の概要	意見の内容	改善内容	改善措置公表日
9	意見	内部統制	複数回不適正事務が生じた場合には、課の自己評価にとどまらず、内部統制推進部局が主導して、原因分析を追究するとともに、制度所管課と実務的な協議を行った上で、制度自体の抜本的な見直しを含めた対応を検討されたい。	不適正事務の発生状況を見ると、同様の不適正事務が同じ部署において隔年で発生している。また、部署は異なるものの、同内容の事務について不適正事例が発生していることが確認できる。そのような場合には、内部統制推進部局において原因分析を行い、制度所管課と実務的な協議を行った上で対応することが望ましい。	不適正事務が発生した際には、所管課と連携して原因分析を実施するとともに、必要に応じて制度所管課を交えた再発防止策の検討を行いました。また、複数部署で共通する事例については、係長会や担当者会、内部統制通信等を通じて情報共有を行いました。今後についても、類似事例の横断的分析や制度改善の検討を継続し、再発防止及び業務の適正化を図っていきます。	
10	意見	内部統制	地方自治法150条が求める方針策定と体制整備の評価に当たり、内部統制評価部局が独立した評価を行えるよう更なる体制の整備を図られたい。	内部統制評価委員会の議事録を確認すると、内部統制評価報告書の表現について「推進部局とも調整の上、適切な表現に修正する。」との文言があることから、内部統制評価報告書の内容に内部統制推進部局の意向が反映される余地がある記載がされている。内部統制評価部局は、内部統制推進部局との連携を図りつつ、同制度の評価段階において内部統制推進部局の関与を極力なくすよう、更なる体制の構築を図られたい。	令和6年度の内部統制評価において、「組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。」を評価項目に加えるとともに、内部統制評価部局が設置する内部統制評価委員会において、内部統制推進部局の関与を排して独立的評価を実施しました。今後も、評価の独立性を確保した運用を継続していきます。	
11	意見	内部統制	内部統制評価部局は、内部統制評価報告書の作成に当たり、発生した不適正事務の具体的内容を記載することを検討されたい。	内部統制評価報告書には不備があるとされた件数については公表しているものの、具体的にどのような事務において不適正な事務が発生しているか報告書上明らかではない。今後の予防という観点からみると、十分とはいえない状況であるため、内部統制評価報告書において具体的に不適正な事務の内容についても言及することが望ましいと考える。	令和6年度内部統制評価報告書から、報道発表した不適正事務について、その概要及び主な再発防止策を記載することとしました。	
12	意見	内部統制	内部統制評価部局は、各課において不適正事務が発生しなかった場合の評価において、各課の評価の単なる追認にならないよう内部統制評価部局としての評価方法を工夫されたい。	不適正な事務が発生しなかった場合には、リスクへの予防策が適切に運用されたとの各課の評価が正しいのかについて、各課の自己評価とは独立した観点で内部統制評価部局として確認したうえで、報告書に記載することが望ましいと考える。	「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」に基づく評価項目に変更し、各課の自己評価とは独立した観点で内部統制評価部局が評価を実施しました。今後も、この評価方法により、評価を行い、実効性向上を図っていきます。	
13	意見	内部統制	各課の評価対象として規定整備状況に関する評価項目の追加を検討されたい。	業務マニュアルは必ずしも全ての事務において整備されているものではないということであった。適切な業務マニュアル等を整備し、評価において対象とすることで、整備・運用の両面からリスクを予防することが可能となることから、今後全事務について整備することを検討されたい。	港区では、従前より全ての業務を対象として引継書の作成を義務付け、事務処理スケジュールや留意事項等を共通様式により記載することを庁内基準として運用しています。これにより、担当者変更時における業務の停滞や事務処理誤りの防止を図っています。また、今年度、内部統制推進部局はマニュアルの整備による適正事務の一層の推進について、通知しました。今後は、内部統制推進部局における業務マニュアル整備状況を踏まえ、各課の内部統制に係る評価項目に規程整備に関する事項を追加することを検討してまいります。	令和8年5月15日
14	意見	内部統制	内部統制評価報告書は区長名義で提出されることから、区長による報告書であることが伝わる表現を工夫されたい。	地方自治法150条4項では、内部統制評価報告書は長が作成するとされている。地方自治法150条の制度設計上も、地方自治法150条が求める方針策定と体制整備は、区長の指示による各課の自己点検であるとされていることから、区長として作成したことが明らかとなるよう、記載を工夫することが望ましい。	令和5年度港区内部統制評価報告書から、報告書の作成主体が区長であることを明確にするため、報告書に区長名を記載しました。これにより、地方自治法第150条第4項の規定に基づき、区長が内部統制評価報告書を作成していることを形式面から明確に示しました。	
15	意見	内部統制	地方自治法150条が求める方針策定と体制整備の整備・運用状況について、区長及び監査委員の意見が反映されるよう、内部統制担当部局と監査事務局との意見交換の場を設けることが望ましい。	監査委員が、地方自治法150条が求める方針策定と体制整備における「重大な不備」を審査する上でも、同制度の整備・運用状況の把握が不可欠であるほか、そもそも監査委員及び監査事務局の評価報告書の審査が同制度上のリスクに対する発見的統制の一環であることからすると、定常的に同制度の整備状況・運用状況について長と連携を図り、同制度の有効性を高めていくことが必要である。区長と監査委員の直接の意見交換が望ましいものの、地方自治法150条が求める方針策定と体制整備を通じ、区長の意向や監査委員の意向を制度に反映できるよう、内部統制担当部局と監査事務局との間で意見交換できる場を確保されたい。	令和7年4月1日付で港区内部統制基本方針を改定するに当たり、監査事務局と情報共有を行いました。また、令和7年9月には、包括外部監査の意見を踏まえた対応状況について、監査事務局と共有し、意見交換を行いました。これらの取組により、地方自治法第150条が求める方針策定及び体制整備の整備・運用状況について、内部統制担当部局と監査事務局との間で認識の共有を図りながら進める体制を整えています。今後は、制度改正や運用の見直し等の節目において、監査事務局との意見交換を行い、内部統制制度の有効性の向上を図っていきます。	
16	意見	内部統制	内部統制評価報告書のみならず、港区における地方自治法150条が求める方針策定と体制整備の具体的な運用についても区民に対し、分かりやすく周知することが望ましい。	港区における地方自治法150条が求める方針策定と体制整備が適正に運用されているのかを区民が判断する上で、現在の評価報告書の公表では、制度運用の把握が十分にできず、評価報告書を正確に理解できない可能性がある。このため、評価報告書の公表とともに、同制度の具体的な運用についても併せて公表することが必要であると考えられる。	港区における地方自治法第150条に基づく内部統制制度の運用について、区民に分かりやすく周知するため、港区内部統制基本方針の改定と併せて、令和7年4月1日付で区ホームページにおいて運用体制及び運用の流れを公表しました。公表に当たっては、内部統制制度の位置付けや、各課におけるリスク管理の流れが把握できるよう、図表等を用いて整理しています。これにより、内部統制評価報告書と併せて制度の具体的な運用状況を確認できる環境を整え、区民に対する説明責任の確保を図っていきます。	
17	意見	内部統制	地方自治法150条が求める方針策定と体制整備に関する研修の効果測定を行い、職員への研修を通じて同制度の充実を図られたい。	地方自治法150条が求める方針策定と体制整備を有効に機能させる前提として、港区の内部統制について職員が理解し、意識改革を行う必要がある。研修の効果測定を実施することで、各職員の不適正事務への対応に対する取組についても強化されるものと考えられる。	内部統制に関する職員の理解度を把握するため、令和7年8月に実施した悉皆研修において、理解度確認テストを実施しました。当該研修では、確認テストで満点を取付ることを受講完了の要件とし、研修内容に係る理解の定着を図りました。今後は、研修の実施に当たっては、理解度確認やアンケート等を活用し、研修効果を検証しながら、内部統制制度の充実を図っていきます。	

No.	指摘・意見	事業	意見の概要	意見の内容	改善内容	改善措置公表日
18	意見	内部統制	地方自治法150条が求める方針策定と体制整備について、今後も継続的に運用することが望ましい。	港区における地方自治法150条が求める方針策定と体制整備としては、不適正な事務執行を予防するための取組として自発的な取組が確認できた。同制度は、港区が主目的とする不適正事務の発生を統制する一つの有効な仕組みとして機能していると評価できるため、今後も継続的な取組を望む。	地方自治法第150条に基づく内部統制制度については、これまでの運用状況を踏まえ、制度の改善に取り組みながら継続的に運用しています。各年度の内部統制評価を通じて、不適正な事務の発生防止に向けた取組状況を確認し、必要に応じて制度や運用の見直しを行っています。今後も、内部統制制度を継続的に運用し、不適正な事務執行の防止と区民からの信頼確保を図っていきます。	
19	意見	内部統制	地方自治法150条が求める方針策定と体制整備の運用にあたっては、不適正な事務だけでなく、過去に生じたことのない不正リスクなどもリスクとして選択できるよう、工夫・拡充すべきである。	地方公共団体の事務上のリスクは、事務ミスに限られるものではなく、他の地方公共団体においてみられる公金の横領や談合、個人情報漏えいなど、職員による不正リスクということも無視できないものである。そのため、総務省ガイドラインを踏まえ、職員により不正リスクについても、各課が把握し、適切な対応策を講じることに資する仕組みを構築する必要がある。	令和7年4月1日付で港区内部統制基本方針を改定し、不正の発生防止の観点を明確化しました。併せて、令和7年度リスク総括表の作成に当たり、リスク一覧に「機密情報の漏えい」を追加するとともに、既存のリスクにおける不適正事務の例として横領等を追記しました。これにより、過去に発生していない不正リスクについても各課が認識し、適切な対策を講じることができるよう、リスク管理の充実を図っております。	
20	意見	内部統制	港区内部統制基本方針では、業務に係る全ての事務が対象とされているが、内部統制評価報告書では、重点取組事務についてのみ評価したという表現になっており、業務に係る全ての事務を評価したという内容になっていない。 地方自治法150条4項では、「(知事等は、同条1項又は2項の)方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない」とされていることから、港区内部統制基本方針に即した内容となるよう、内部統制評価報告書の記載内容を見直されたい。	地方自治法150条4項は、「方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない」と定めており、方針に基づいて整備した体制の一部のみを評価することは想定していないように解される。また、総務省ガイドラインは、内部統制評価報告書の評価範囲として、「長の担任する事務のうち、財務認める事務として内部統制に関する方針に定められた内部統制対象事務が対象となる」と定めており、方針に定められた内部統制対象事務の一部のみを評価範囲とすることは想定していないように解される。したがって、地方自治法150条4項及び総務省ガイドラインに則り、港区内部統制基本方針に即して業務に係る全ての事務を評価範囲に含めるよう、内部統制評価報告書の記載内容を見直されたい。	令和6年度港区内部統制評価報告書の作成に当たり、令和7年4月1日付で改定した港区内部統制基本方針を踏まえ、内部統制の対象範囲として明確に定めた財務に関する事務及び個人情報の取扱いに関する事務について評価を行いました。改正した港区内部統制基本方針においては、全ての事務を対象範囲とする姿勢は維持しつつ、地方自治法第150条に基づく内部統制の対象範囲を明確化しました。これにより、内部統制評価報告書の記載内容について、基本方針との整合性を確保しました。	
21	意見	内部統制	内部統制推進部局が、地方自治法150条が求める方針策定と体制整備だけでなく、地方公共団体において内部統制として機能している制度全般について整理し、それぞれが、総務省ガイドラインにいう6つの構成要素のどれに位置づけられるかを検討した上で、総合調整することが望ましい。	地方公共団体においては、地方自治法150条が求める方針策定と体制整備だけでなく、地方自治法の規定や他の法令等に基づく制度も、内部統制として機能している。港区においては、個人情報保護法に基づく安全管理措置や、公益通報制度などの制度は、内部統制推進部局では対応していないとのことであるが、内部統制を有効に行うためには、内部統制として機能している制度については、一つの部署がその内容や実効性について、総合的に判断することが望ましい。今後は、内部統制推進部局が、それぞれの制度が有効に機能するよう、総合調整することを検討されたい。	地方自治法第150条に基づく内部統制制度に加え、港区において内部統制として機能している各種制度については、制度所管課がそれぞれの専門的な観点から対応しており、内部統制推進委員会等を通じて、関係部署間で情報共有を行い、各制度が有効に機能するよう連携を図っています。今後は、関係部署との連携を継続し、内部統制として機能する各制度の整合性を確保しながら、区全体としての統制の強化を図っていきます。	令和8年5月15日
22	意見	リスク情報の伝達	防災危機管理室は、港区のリスク管理の総合調整、情報収集等にとどまらず、各不祥事の原因分析及び再発防止策の実効性確保のためにこれらに積極的に関与するなど、その知見を活かして組織横断的な問題の改善に資する取組を積極的に推進すべきである。	不正リスクには、必ずしも所管課による原因分析、再発防止策の策定、情報の発信だけでは十分ではないケースも想定される。港区のリスク情報に精通した防災危機管理室は、各部署に共通して発生している問題、今後発生し得る問題について検知し得る地位にあることから、より積極的に再発防止策の策定等組織改善への支援や取組の推進をできるような体制を検討すべきである。	不祥事案を含む区の事件・事故等の危機事案について、重大な事案の発生や類似事案の頻発を踏まえ、令和7年7月に「区有施設における樹木の適正な維持管理の徹底について」、同年12月に「感染症の流行等危機事案発生時における適切な対応の徹底について」を庁内通知として発出しました。あわせて、国や関係機関、他自治体の資料及びこれまでの区における事案を踏まえ、事案類型別の対応マニュアルを2種作成し、令和7年度中に庁内周知を行いました。これにより、各課の個別判断に依らず、蓄積された知見に基づく対応を可能とする体制を整備しました。防災危機管理室が組織横断的に助言・指導を行う体制を確保し、再発防止策の実効性確保及び全庁的な危機対応力の一層の向上を図ってまいります。	
23	意見	リスク情報の伝達	内部通報に関する定期的な点検、評価を実施すべきである。	所管課へのヒアリングでは、通報件数が少ないことから通報制度の検証・評価の必要性はないとの認識であった。しかし、内部通報制度の機能状況について検証する機会なしに存置することは、機能不全を招くリスクを存置するものと思われることから、内部通報制度が十分に構築され有効に機能しているのか、不祥事案等の報告件数や内容、職員等への通報制度の周知等状況の実態調査を含めた検証を定期的に行うべきである。	内部公益通報について、職員等にとって利用しやすい制度であるかどうかという観点から検討を加え、必要があるときは所要の措置を講ずることを要綱に規定しました。また、職員等にとって利用しやすい制度かどうかを検証するために、令和7年度から新たに管理職向け研修を実施のうえ、内部公益通報制度に関する認知度、職員への周知方法、通報のしやすさ等について把握するためのアンケートを実施しました。当該アンケートは、通報制度の運用実態を把握することを目的として実施し、制度の利用環境や課題を整理できる内容としました。今後は、当該アンケート結果をもとに、内部通報制度の認知状況や運用上の課題を把握するとともに、制度が有効に機能しているかを継続的に検証し、実効性の確保に取り組んでまいります。	

No.	指摘・意見	事業	意見の概要	意見の内容	改善内容	改善措置公表日
24	意見	リスク情報の伝達	内部通報制度について職員等に対し研修等により実質的な周知を図るべきである。	内部通報制度が不正を検知するシステムとして有効に機能するためには、利用する職員等において、制度の理解、特に通報者の保護がどのように図られるのか、通報することで通報者にどのようなメリット、デメリットが生じ得るのかを正しく理解することが不可欠である。 今後は、内部通報制度に関して研修等によって、実質的な周知をした状況の下で、内部通報制度を運用することが期待される。	令和8年2月に、管理職等を対象として、公益通報相談員である弁護士による公益通報制度に関する研修を実施しました。当該研修では、公益通報制度の趣旨、通報者保護等、制度の仕組みについて説明を行っています。 今後、研修を通じて内部通報制度に対する理解の促進を図り、職員が適切に制度を利用できる環境の確保に取り組んでまいります。	
25	意見	リスク情報の伝達	職員等への内部通報制度の周知文書に匿名通報が可能であることや公益通報相談員の属性を追記すること、通報対象の拡張をはじめ、通報対象であるかを通報者が自己で判断して通報行為をためらうことがないよう、職員等の通報へのハードルを下げる観点から見直すべきである。	港区の区職員等向けチラシの記載では、匿名通報が可能であることについて記載はない。加えて、弁護士と港区との関係については明らかではない。 また、組織内の問題を適時に発見し、自浄作用を発揮させる有効なツールとして、内部通報制度を法令違反等重大事案の発見に限ることなく、重大事案抑止、組織改善等幅広い目的で、職員等の声を幅広く吸い上げる仕組みとして再構築することが期待される。	職員が通報しやすい環境を整備するため、令和7年8月1日から、これまでの公益通報相談員に加え、区の内部にも通報窓口を設置しました。また、職員向けの内部通報制度周知チラシに匿名の通報が可能であること、その場合の要件、公益通報相談員である弁護士と港区との関係を明記する見直しを行い、令和7年7月23日付で各課長あてに通知し、庁内へ周知しました。 職員が通報をためらうことのないよう、今後、定期的に庁内への周知を実施し、制度内容の理解を促し、制度の実効性向上に取り組んでまいります。	
26	意見	リスク情報の伝達	港区組織内に通報窓口を増設することを検討すべきである。	組織の外部に設置される通報窓口は、匿名性の保護、職員等と面識がないこと、厳格な手続への期待等のメリットがある反面、担当者が組織の事情に詳しくないことや、担当者の顔が見えないなどのデメリットも含んでいる。 港区組織内にも通報窓口を設置することは、職員等の通報のしやすさにつながるものと考えられ、積極的に検討すべきである。	令和7年8月に、公益通報相談員である弁護士による外部窓口に加え、内部公益通報窓口を総務部人事課に設置しました。併せて、総務部人事課長及び総務部人事課服務調査担当係長を公益通報対応事務従事者として指定し、令和7年8月1日付で要綱を改正しています。 これにより、通報者の選択肢を拡充し、組織内外の特性を踏まえた通報体制を確保することで、職員の通報環境を整備し、法令違反の早期把握につなげてまいります。	
27	意見	リスク情報の伝達	指定管理者等に対する内部公益通報制度の周知について、指定管理者に対し職員の周知状況を確認するなどした上で、実効的な周知を図るよう検討すべきである。	指定管理者の職員に対する内部公益通報制度の周知は、各施設所管課から周知しているものであるが、これらの周知によって指定管理者の役職員が内部通報窓口を十分に理解し、周知が実質的になされているということは困難といわざるを得ない。 内部通報制度の重要性からすれば、周知状況の実態を把握した上で、実効的な周知がなされているのか、内部通報窓口がより身近な窓口として機能するように継続的に検証しながら改善を図ることが望まれる。	指定管理者を対象とした説明会において、内部公益通報制度の趣旨、通報窓口の役割、通報者保護の考え方等について説明を行い、制度への理解促進を図りました。あわせて、施設所管課及び指定管理者に対し、指定管理者の職員が通報をためらうことなく制度を利用できるよう、内部公益通報制度の重要性や活用必要性について認識の共有を行いました。 今後は、指定管理者における職員への周知状況を把握した上で、その結果を踏まえ、説明内容や周知方法の見直し等を行うことにより、内部公益通報制度が実質的に機能するよう、継続的な改善を図っていきます。	
28	意見	リスク情報の伝達	公益通報対応業務従事者の指定について、要綱等において明記するなど従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により指定すべきである。また、同従事者に対するスキル研修を実施すべきである。	公益通報対応業務従事者は、独自の守秘義務を課され、同守秘義務に違反することにより刑事罰を負う可能性があることに鑑みれば、明確に従事者となる者自身に明らかとなる方法により指定すべきである。 また、内部通報制度を実効的に運用する上で、専門的な知見の理解が不可欠であるため、同従事者に対するスキル研修が行われることが強く望まれる。	令和7年8月1日付で要綱を改正し、公益通報対応業務従事者は、総務部人事課長及び総務部人事課に所属する職員のうちから総括通報等責任者が指名するものと規定し、令和7年8月1日付で服務調査担当係長を公益通報対応事務従事者として指定しました。また公益通報対応業務従事者3名は、令和7年9月17日に一般社団法人日本経営協会が実施する「内部通報制度の制度設計と運用実務」の研修を受講しました。 今後は要綱の規定に基づき公益通報対応業務従事者を指定するとともに、研修の受講により専門性の向上に努めていきます。	令和8年5月15日
29	意見	リスク情報の伝達	区長その他幹部職員に関係する事案について、これらの者からの独立性を確保した措置をとるよう検討すべきである。	常時労働者数301人以上の事業者は、体制整備義務の一環として組織の長その他幹部からの独立性を確保する措置が求められているが、港区からは、これら区長等幹部に関する通報がなされた場合でも、調査、報告等の体制に変更はないとの回答であり、上記体制の弊害を認識してこれに留意していることは確認できなかった。 かかる体制については、公益通報者保護法に違反するおそれをも有するものであり、上記体制の弊害に留意し、独立性を確保する措置について検討すべきである。	令和7年8月1日付で要綱を改正し、公益通報相談員又は公益通報対応事務従事者は、区長その他の特別職及び総括通報等責任者が関与していることが疑われる内部公益通報の処理に当たっては、当該者からの独立性を確保するよう対応しなければならぬことを規定しました。 これにより、幹部職員が関係する事案においても独立性を確保した対応体制を整備し、公益通報制度に対する信頼性及び公正性の確保を図ってまいります。	
30	意見	リスク情報の伝達	様々な広聴メニューから得られる区民の声について、区全体で組織横断的に情報共有し、改善を図るなどの取組をより加速させるべきである。	広聴を所管する政策広聴担当においては、各部署に共通するリスク、組織的問題、組織風土の問題等に気づき得る重要な地位を占めているものと考えられるが、その知見を組織的な問題の解消、組織風土の改善等により積極的に活用することで、内部統制を強化し、その効率化に資するものであるため、かかる取組を加速させるよう検討すべきである。	四半期ごとに区民の声を区ホームページで公表するとともに、問合せの多い区民の声トップ10や改善事例を掲載した「区民の声レポート」を作成し併せて公表しています。これにより、広聴により把握した意見の可視化を図り、庁内各部署との情報共有を定例化しています。また、広聴の意見や支所等へ直接寄せられる意見を分析し、区政に反映させるため、令和4年度から設置している「区民の声共有・活用会議」を活用し、組織横断的な情報共有を推進しています。 これにより、部署間で課題を共通認識し、改善に向けた検討につなげる運用を継続してまいります。	
31	意見	ハラスメント	ハラスメント防止要綱の運用の現場において、ハラスメント該当性の定義（例えば「職場」の定義）が狭く解釈されて、問題事象が見落とされたいよう、運用に留意されたい。	処理事例の中で、勤務時間外に複数の港区職員が同席する場において生じた事象について、当該事案の具体的な事情を勘案した上で、「職場における」ハラスメントに当たらないこととした事案が見られた。当該事案における解釈の可否は別として、ハラスメント該当性の定義を狭く解釈することによって、ハラスメント相談をした者に港区の組織としてのハラスメント問題への対応姿勢に疑問を感じさせたり、そのことが将来の問題事象の際のハラスメント相談を控えることにつながったりしないよう、運用に留意されたい。	令和7年4月1日付「令和7年度職員の服務規律等の周知徹底について（依命通達）」において、勤務時間外における事象の取扱いについても明記し、ハラスメント該当性の判断に当たっては、時間帯や形式のみによらず、事案の具体的な事情を踏まえて判断する必要がある旨を全職員に周知しました。 これにより、ハラスメントの定義が過度に限定的に運用されることを防止し、相談しやすい環境づくりを図ってまいります。	

No.	指摘・意見	事業	意見の概要	意見の内容	改善内容	改善措置公表日
32	意見	ハラスメント	ハラスメントを受けている職員が窓口担当に相談・申し出をする際、書面によらず、口頭・面談で相談することが可能である旨、現在の運用に合わせて規程類や周知のための文書を修正することが望ましい。	ハラスメント相談は、相談者によってハードルを高く感じることもあるので、ハードルを下げるための工夫は小さいことでも実施しておくことが望ましい。港区において、せっかく、「ハラスメント苦情申し出書」の提出を必須としない、という工夫を講じているところであるなら、その旨、規程類や周知のための文書においても明らかとすることが望ましい。	令和7年6月23日付で発出したハラスメント防止週間に係る通知において、ハラスメント相談は所定の書類によらず、口頭や面談でも行うことができる旨を明記しました。これにより、相談方法に関する職員の理解を深め、相談に対する心理的ハードルの低減を図っていきます。	
33	意見	ハラスメント	ハラスメント相談窓口で受け付けた苦情については、付番し、管理簿に記録するなどの手段で、進捗や帰趨（苦情対応の終了）について適宜の管理・確認を行うべきである。	ハラスメント相談がなされた事案が、職場における看過できない問題を含んでいる場合があり、仮に相談者がハラスメント事案としてのそれ以上の対処を望まないならば、別の形で何らか管理上の対応をすべき事案もある。そのため、例えば、初回相談にとどまって、相談者がその時点では具体的な介入を希望しないとの意向を示していた事案についても、事案の管理簿を作成し、どこかの時点で積極的な対応の要否等を検討するようなチェックのプロセスを設けるべきである。	ハラスメント相談窓口で受け付けた苦情について、付番の上、管理簿を作成し、進捗状況や対応の帰趨について継続的に管理・確認を行う運用を開始しました。これにより、初回相談にとどまる事案についても、必要に応じて組織として対応の要否を検討できる体制を整えていきます。	
34	意見	ハラスメント	港区職員が接触する区民やその他関係者から職員に対するカスタマー・ハラスメントは、職員の就業環境を害し、港区の事務・事業の継続に悪影響を及ぼすものであると認識して、対策に適切に取り組むべきである。	カスタマー・ハラスメント問題も、内部統制の構成要素のうち、「統制環境」や「リスクの評価と対応」に直結する問題であり、一般の区民等との間の問題であっても、安易に区職員が忍従して対処してやり過ぎるのではなく、過剰の行為に対しては毅然と対応する態勢を整備する必要がある。	令和7年4月1日付で、区長による「港区職員におけるハラスメント防止宣言」を実施し、カスタマー・ハラスメントに対しては、組織として職員一人ひとりを守る基本姿勢を明確にしました。併せて、「港区カスタマー・ハラスメント対応マニュアル」を作成し、対応方針や手順を整理しました。さらに、職員がカスタマー・ハラスメント等に直面した際に、組織として迅速かつ実効的な支援を行うため、令和8年2月に港区安心対応サポート室を設置しました。同室では、関係部署と連携しながら、職員への助言・支援を行います。これらの取組により、暴行、脅迫、違法行為、著しい迷惑行為等に対して、職員が個人で抱え込むことなく、組織として厳正かつ公正に対応していく体制の構築を進めていきます。	
35	意見	サービス	懲戒処分等の公表について、区ホームページへの掲載期間が6か月と短期であり、過去の懲戒処分等の状況について、ほとんど遡ることができないため、公表期間等について見直しを行うべきである。	公表期間が短期に過ぎれば、公表したことの意義や効果は限定的となり、直近のサービス事故に対しても、いかなる懲戒処分等が為されたのか、確認することが困難となる。また、プレスリリースによって事件発生を報じていながら、当該事件に対する懲戒処分等の公表を先に終了することにより、適切に人事処分が為されたのか否かについて、区民によるチェック機能を働かせることも困難となる。	令和8年3月の懲戒分限審査委員会において、港区職員の懲戒処分の公表基準の見直しについて審議し、令和8年4月1日付けで基準の改正を行います。当該改正により、懲戒処分に係る公表の期間を2年間とし、プレスリリースの公表の期間と合わせる運用としました。事件発生から懲戒処分の実施及び公表に至る一連の情報について、区民が確認しやすい形で整理していきます。	令和8年5月15日
36	意見	サービス	サービス事故について、調査を経て懲戒処分等が行われたり、当該事故に関連して再発防止策が講じられたりした場合には、区役所内において適宜の周知を行うことで、同種・類似案件の早期発見や再発防止の一助とすべきである。そのためにも、多角的な原因分析を踏まえた、組織横断的な観点からの再発防止策の策定に努めるべきである。	不祥事等の原因分析に当たっては、個人の問題に帰するに止まらず、当該不祥事等を発生させた組織上の問題、当該不祥事等の発見上の問題、温床となった組織風土上の問題等、内部統制上の問題にまで事案を深掘りした多角的な原因分析により再発防止策の策定を行うことが重要である。その上で、同様の問題が生じ得る部署に組織横断的に共有することも重要である。再発予防の取組に当たっては、リスク情報を収集している部署（防災危機管理室等）から情報提供を受けることも有意義と考えられる。	令和7年4月に、管理職を含む全職員を対象として、「職員のサービス規律等の確保に向けた理解度チェック」を実施しました。また、4月入区の新規採用職員に加え、年度途中に採用された職員についても、入区時にサービス規律全般及び過去のサービス事故の事例を説明する取組を行いました。加えて、全庁に対しても発生した事案についての情報共有と注意喚起を行い、再発防止に取り組みしました。今後も、サービス事故に関する基本的なルールや過去事例について、職員間での共通理解を図るとともに、サービス事故を未然に防止するための意識づけを行っています。	
37	意見	会計事務	決裁済みでなければ、財務会計システムから納入通知書・納付書を出力することができない仕組みにする、あるいはシステム上の対応が難しい場合、納入通知プロセスに進む前段階で、第三者が決裁済みであることを確かめる仕組みが望まれる。	納入通知プロセスにおいては、現在の仕組み上は、決裁が完了していなくても、納入通知・納付書を出力することが可能である。決裁がなくても、次のプロセスに進める場合、決裁という重要な内部統制の存在意義が無くなってしまうため、システム上、未決裁の納入通知書・納付書は出力できない仕組みにする、若しくは、納入通知プロセスに進む前段階で、納入通知書・納付書発行担当者以外の第三者が、決裁済みであることを確かめるルールにするなど、仕組みを改善することが望ましい。	納入通知書・納付書の発行に先立つ決裁の徹底を図るため、令和7年7月2日付で「納入通知書等発行時の留意事項について（通知）」を発出し、決裁完了後に限り発行を行うことを明確に周知しました。あわせて、財務会計システムにおいて発行操作時に未決裁の可能性を警告表示する仕組みを導入することを決定し、令和8年度から運用開始できるよう制度設計及び準備を完了しており、予防的統制が働く体制を構築してまいります。	
38	意見	会計事務	請求書を受領したにもかかわらず、処理が遅れた場合の発見的統制に改善の余地がある。	現状、請求書の処理の大幅な遅れや漏れがないよう、内部統制推進部局が3か月に1回リマインドを実施しているが、支払遅延につながる遅れを適時に発見する仕組みがない。例えば、各課において請求書の処理漏れがないか、定期的リマインドするルールを運用することにより、処理の遅れが適時に発見されることが期待される。	請求書処理の遅延・漏れ防止の徹底を図るため、令和7年6月24日に庁内掲示板により周知を行いました。あわせて、財務会計システムの「月締め処理のお知らせ」に特記事項として、「処理漏れの定期確認の徹底」、「支出命令書等の提出期限・支払日程表の参照先の明示」、「支払遅延防止法の適用に留意する」旨を毎月掲出することとし、継続的に注意喚起することで、処理の遅れが適時に発見されるように運用を改善しました。	
39	意見	会計事務	支払命令が遅れた場合の発見的統制に改善の余地がある。	現状、支払命令の大幅な遅れや漏れがないよう、内部統制推進部局が3か月に1回リマインドを実施しているが、支払遅延につながる支払命令の遅れを適時に発見する仕組みがない。例えば、各課において定期的に支払命令の漏れがないかをリマインドするルールを運用することにより、支出命令の遅れが適時に発見されることが期待される。	請求書処理の遅延・漏れ防止の徹底を図るため、令和7年6月24日に庁内掲示板により周知を行いました。あわせて、財務会計システムの「月締め処理のお知らせ」に特記事項として、「処理漏れの定期確認の徹底」、「支出命令書等の提出期限・支払日程表の参照先の明示」、「支払遅延防止法の適用に留意する」旨を毎月掲出することとし、継続的に注意喚起することで、支出命令の遅れが適時に発見されるように運用を改善しました。	

No.	指摘・意見	事業	意見の概要	意見の内容	改善内容	改善措置公表日
40	意見	会計事務	全課を通じて同水準の検査を実施するために、検査の詳細なマニュアルやチェックリストを整備・運用すべきである。	現状、会計管理者から各部に指示しているのは、検査項目、及び、検査の対象期間のみで、検査の具体的な実施方法は明文化されてない。その結果、検査の実施方法が検査員に委ねられ、検査の内容・水準に、ばらつきが生じる可能性がある。例えば、会計管理者から各部に、具体的な手続き項目・チェック内容を記載したチェックリストを配布し、検査員はチェックリストに従って検査を進めることで、区全体で同内容・同水準の検査が可能になると考えられる。	令和7年度会計自己検査の通知に新たにチェックリストを添付し、7月に文書施行で各課へ通知しました。これにより、検査に当たって参照すべき手続項目や確認事項を明示した様式を、各課において共通の基準として用いる体制を整え、検査手続の具体化・明確化を図っていきます。	
41	意見	会計事務	検査員が「適切／不適切」を判断するための具体的な判断基準を明確化するべきである。	検査の具体的な評価基準が明文化されていない。その結果、検査の過程でエラーが発見されたときに、軽微なものも含めて全件「不適切」とするのか、あるいは、重要なもののみを「不適切」とするのか、重要性の判断基準も含め、検査員に委ねられている。例えば、検査のチェックリストに、具体的な適切／不適切の判断基準を含めることで、区全体で同水準の検査が可能になると考えられる。	令和7年度会計自己検査の通知に新たにチェックリストを添付し、7月に文書施行で各課へ通知しました。チェックリストには、具体的な適切／不適切の判断基準を含めました。これにより、各課において共通の基準として用いる体制を整え、検査手続の具体化・明確化を図っていきます。	
42	意見	会計事務	エラー発生時には、具体的な発生原因や具体的な改善策を報告書のフォーマットに含めるなどの改善が望まれる。	エラーが発生した場合に、発生原因の究明活動や仕組みの改善については各課に委ねられているため、区として同一の水準が保たれず、発生の構造的な原因が放置されたり、実効性のある改善につながらなかったりする可能性がある。例えば、検査報告書に、エラーが発生した場合はエラーの発生原因、仕組み上の問題点、改善のための具体策を記載する欄を設けること、また、報告後、一定の期間内に改善結果を提出させることにより、実効性のある改善につながることを期待される。	令和7年度会計自己検査の通知にチェックリストを添付し、7月に文書施行で各課へ通知しました。チェックリストでNGとなった点について、不備の内容と対応（予定を含む）、また、対応（予定）日の項目を設けました。これにより、検査に当たって参照すべき手続項目や確認事項を明示した様式を、各課において共通の基準として用いる体制を整え、検査手続の具体化・明確化を図っていきます。	
43	意見	契約事務	業者選定委員会要綱上、臨時委員の規定のほかに、必要に応じて議事に関係のある職員の出席を可能にする規定を新設することを検討することが望ましい。併せて、臨時委員の役割や扱い（定足数への参入や議決権の有無等）について検討し、考え方を整理しておくことが望ましい。	業者選定委員会要綱上、「臨時委員」は「委員長が特に必要があると認めたととき」にだけおかれるものとされている。一方、事業所管課の課長等の説明や質疑は案件の審議で常に必要になりうることで、「臨時委員」は「委員」である以上定足数に参入されて議決権を有する位置づけと整理されうることからすると、業者選定委員会要綱の「臨時委員」の規定は、事業所管課の課長等の参加を認めるための規定としては必ずしも適切な規定ではないようにも思われる。そのため、業者選定委員会要綱上、必要に応じて議事に関係のある職員の出席ができることを明確にした規定を置くことが望ましい。	令和7年8月1日付で港区業者選定委員会要綱を改定し、委員以外の者に対して、必要に応じて意見を求めることができる旨の規定を追加しました。当該改定により、業者選定委員会の審議において、案件の内容に応じて議事に関係のある職員等から説明や意見を聴取することが可能となる運用を制度上明確化しています。これにより、臨時委員の位置づけとは区別した形で、委員以外の者の関与の在り方を整理し、審議過程における役割の明確化を図っています。今後も改定後の要綱に基づく運用を継続し、適正な委員会運営に取り組んでまいります。	
44	意見	契約事務	業者選定委員会のあり方等について、入札・契約制度検討委員会等で検討を行うなどの取組がなされることが望ましい。	契約事務の現状に照らして、締結される契約の競争性・経済性が確保されているかなどを確認・分析するなどしたうえで、確認・分析の結果、改善すべき点があれば、必要な改善をするなどの取組がなされることが望ましい。	入札及び契約手続の適正性を第三者の視点から監視する体制を整備するため、必要な予算措置を講じました。あわせて、令和8年度当初に（仮称）港区入札監視委員会の設置に向けた制度設計及び委員選任等の準備を進めています。今後は、同委員会において契約状況の分析・検証を行い、検証結果を踏まえ、改善が必要な事項は改善することで、適正な契約事務の推進を加速していきます。	令和8年5月15日
45	意見	契約事務	入札結果の状況の把握や原因分析等を行うことを通じて、契約の公正性・経済性の確保が十分に実現しているかを確認・検討する取組を行うことを検討することが望ましい。また、そうした確認・分析の結果、改善が期待される事項が見つかった場合には必要な改善を推進する取組について、検討することが望ましい。	入札結果の状況の把握・分析等を行って契約の公正性・経済性の確保がなされているかを確認・検討し、必要に応じて改善を図ることを推し進めるといった取組は、特段行われてはならず、案件担当課が適宜仕様の見直し等を行う取組が行われている状況にあるとのことである。案件担当課レベルで、一定の取組が行われていることは評価すべき点であるが、案件担当課以外の目でも、契約の公正性・経済性の確保の状況が確認・点検され、必要に応じて状況の改善につながるような取組が行われることが望ましい。	（仮称）港区入札監視委員会の設置に向け、必要な予算措置を講じるとともに、第三者による横断的な監視体制の構築について調整を進めています。今後、令和8年度から同委員会において入札結果等の分析を実施し、担当課以外の視点から契約の公正性・経済性の確保状況を検証する体制を開始します。今後は、同委員会において契約状況の分析・検証を行い、検証結果を踏まえ、改善が必要な事項は改善することで、適正な契約事務の推進を加速していきます。	
46	意見	契約事務	区内事業者限定案件とする一般競争入札が、自治令167条の5の2（あるいは同条の趣旨）に適合したものとなることを確保するための取組のあり方について検討すべきである。	港区では、一般競争入札は、原則として全て区内事業者限定案件とすることとしているところ、区内事業者限定案件の入札が自治令167条の5の2（あるいは同条の趣旨）の違反を生じさせないように確保するための取組のあり方について検討し、検討の経緯を記録化して保存するなど、同条の要件が確かに遵守されることに資する取組が行われることが望ましい。また、制度設計等に際して、他の自治体の取組状況を参考にすほか、外部の法律等の専門家の見解を区政に活かす取組も積極的に行うことが望ましい。	区内事業者限定案件の運用に当たり、契約の性質及び目的に応じた適切な参加条件の設定がなされているかを改めて整理するとともに当該運用の妥当性について客観的視点から確認するため、令和8年度に設置する（仮称）港区入札監視委員会において、区内事業者限定案件の取扱い状況も検証対象とすることとしています。今後は、同委員会における検証結果を踏まえ、必要に応じて参加要件の設定方法等の見直しを行い、自治令167条の5の2の趣旨を踏まえた適正な運用の確保を図っていきます。	
47	意見	契約事務	談合情報取扱マニュアルに定められている談合に関する情報の初期段階の取り扱いについて、談合防止の観点から十分な統制となっているかを検討すべきである。	談合情報取扱マニュアルでは、「契約担当者」が最初の段階で当初受領した情報の信憑性を点検して「調査の必要なし」と判断すると、以後、談合情報について、特段、報告・検証等はなされずに、通常どおりの入札・契約手続が進行することになるため、「契約担当者」の調査の要否の判断の適切性確保が重要となる。このため、談合情報が初期段階で適切に取り扱われることを確保するための取組の要否や内容について検討がなされることが望ましい。	談合情報の取扱い体制強化に向け、令和8年度予算に必要な経費を計上し、体制の整備について調整を進めています。委員会開催や外部専門家の意見聴取を可能とする制度設計を進めており、談合情報の初期判断過程において複数の視点を確保する仕組みを構築します。今後は、当仕組みを活用し、専門家等の意見を踏まえながら要綱の新設やマニュアルの改訂を実施していきます。	

No.	指摘・意見	事業	意見の概要	意見の内容	改善内容	改善措置公表日
48	意見	契約事務	談合情報取扱マニュアルの周知・公表について、検討すべきである。	入契法及び適正化指針は、談合情報対応マニュアルを職員に周知徹底し、公表することも求めている。この点、港区は、談合を取り上げた研修は行っておらず、談合情報対応マニュアルの公表は行っていないとのことである。談合情報対応マニュアルの周知が十分に行われているかについて検討のうえ、周知が十分とは言えないようであればその周知に努めるとともに、談合情報対応マニュアルの公表の要否・適否について、検討がなされることが望ましい。	委員会の開催や外部専門家からの意見聴取を可能とする制度設計を進めており、当該制度の新規導入を前提としてその制度において検討したうえで、要綱の新設やマニュアルの改訂に向けた調整を行っています。今後、要綱施行後、職員への周知研修を順次実施するとともに、マニュアルの公表についても実施していきます。	
49	意見	契約事務	談合（官製談合を含む。）に関する研修の充実を図るなど、職員の談合に関する知識の醸成、意識高揚に資する取組を積極的に取り入れていくことを検討すべきである。	職員が談合に関する適切な対応を行う上では、職員の知識・意識の向上が重要である。研修については、区の内部の職員が実施する方法や弁護士等の外部の専門家による研修のほか、公正取引委員会が講師を派遣する研修も利用可能であるなど、様々な選択肢がありうる所であり、適切な形で、職員の談合に関する知識の醸成、意識高揚に資する取組が積極的に行われていくことが望ましい。	職員の談合防止に関する知識及び意識の向上を図るため、令和8年度において、管理職研修の一環として公正取引委員会による談合防止研修を実施することとしています。これにより、談合に関する正確な知識の習得及び組織全体としてのコンプライアンス意識の向上を図り、適正な入札・契約事務の執行を確保してまいります。	
50	意見	契約事務	他の自治体の談合再発防止策等の情報取得に努め、港区政に取り入れることが適切なものは積極的に取り入れていくことを検討すべきである。	談合のような問題は、実際に談合事件が発生したり、談合情報の取り扱いを誤ったりといった問題事象が発生するのを待って初めて見直し等の対応を行うというのでは遅きに失する面があるので、他の自治体の問題事例等を契機あるいは参考にして、積極的・主体的に、談合防止等の取組を行うことが望ましい。	談合が発生した千代田区及び江東区等の自治体等における取組事例を収集・分析し、本区制度への反映可能性を整理しました。これらの整理結果を踏まえ令和8年度設置予定の入札監視委員会において、談合情報取扱マニュアルの改訂及び要綱新設について検討を行う体制を整備し、談合の未然防止に資する体制の構築を進めてまいります。今年度の研究も踏まえながら、談合が起きない体制を作ってまいります。	
51	意見	契約事務	健全な入札が行われたか否かについて疑義が生じる余地のある案件などについて、入札状況や入札結果の情報を参照したり、そのような情報を集約・分析したりするなどにより、入札の健全性を確保・向上させる取組が推進されることが望ましい。	例えば、落札率が極めて高い（あるいは100%の）入札、入札者が極端に少ない入札（あるいは一者入札）、失格者が多数となった案件、これらの問題点が併存する契約など、競争性に疑義が生じかねない案件や談合が行われやすい環境が疑われかねない案件などについて検証をするなど、入札の健全性の維持・向上や、入札に対する信頼性の確保・向上のために、過去の入札状況・入札結果に関する情報を活用することも考えられるので、そのような取組の要否や内容等について、検討されることが望ましい。	（仮称）港区入札監視委員会設置に向けた予算措置を講じ、過去の入札結果の分析を実施する体制を整備しました。令和8年度から、当委員会において、落札率、一者入札、失格状況等の観点からの検証を行い、必要に応じて改善策を講じる運用を開始します。	令和8年5月15日
52	意見	契約事務	工事系契約条項の「催告によらない解除」規定の解除事由に「港区の契約における暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するとし、同要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。」を加えることを検討すべきである。	暴力団排除措置要綱14条に照らすと、工事系契約条項にも上記規定を入れる必要がある可能性があるため、工事系契約条項に上記規定をいれることの要否を含めた検討を行い、暴力団排除措置要綱14条の要件を充足するために必要な対応を実施することが適切である。	暴力団排除措置要綱との整合を図るため、令和7年8月1日付で工事系契約条項の改訂を行い、「催告によらない解除」の解除事由として、当該要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合を追加しました。当該改訂により、工事系契約においても、暴力団排除措置要綱第14条の趣旨を踏まえた契約解除が可能となるよう、契約条項の整備を行っています。これにより、契約相手方の適格性確保及び暴力団排除の実効性を高め、適正な契約関係の維持を図ってまいります。	
53	意見	補助金	申請内容の審査において、必要書類の提出状況の可視化を進めることで必要十分な書類が網羅的に登録されていないことを看過するリスクを下げるため、補助金申請の電子化を推進することが望ましい。	審査の過程での人為的ミス等により、請書類の記載内容に不備があった場合や申請者の資格要件を満たしていない場合でも、不備がないものとして申請が進んでしまうリスクが存在する。補助金の電子申請を進めることで提出された書類を画面上で一覧にして査閲することで、少なくとも書類自体が不足していることを看過するリスクは相当程度下がるものと考えられる。	補助金申請における審査過程での書類不備の見落としを低減するため、令和7年度から、提出書類の一覧表示が確認できる電子申請を導入しました。これにより、申請時点での網羅性の確認を定型化しています。これにより、審査段階で必要書類の不足を看過するリスクの抑止と、確認手続の明確化を図っています。	
54	意見	補助金	申請者が反社会的勢力と関与がないかの確認について、現状では補助金交付の条件として決定書等の書面に記載はされているものの、申請者による誓約書の提出の要否すら事業ごとに設定されていたりいなかったりと改善の余地があり、反社会的勢力への資金流入を防ぐための合理的な仕組みを作ることが望ましい。	検証対象サンプルとして選出した2件の補助金事業においても要綱にて、交付決定後に支給先が反社会勢力であった場合に事後的に交付の取り消しを可能とすることを定めてはいるが、上記の「暴力団及び暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。」という要請を満たすためには交付決定の事前の段階でもこれらを排除する制度を設計することが望ましい。	補助金等の申請段階における反社会的勢力排除の考え方を全庁で共有するため、令和7年7月及び8月に実施した不当要求防止責任者講習会において、各課が所管する補助金等の申請時に「反社会的勢力との関与がないこと」を明確に確認する必要がある旨を説明しました。あわせて、各課における補助金等申請時の確認方法の現状を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、チェック欄又は誓約書を徴取していない事業については、要綱改正等の対応が必要となる旨を改めて周知する考え方を整理しています。これらの取組により、補助金等の交付決定前の段階において反社会的勢力の排除を確実に行う仕組みを整備し、補助金制度全体における統制の均質化及び反社会的勢力への資金流入防止を図ってまいります。	

No.	指摘・意見	事業	意見の概要	意見の内容	改善内容	改善措置公表日
55	意見	補助金	二次評価以降のヒアリング対象となる事業の選定プロセスについて、より広範かつ網羅的に抽出される方法を考案することが望ましい。	令和5年度の場合は一次評価で「継続」とされた事業1,395件中5件のみが二次評価におけるヒアリング対象となった。(なお一次評価を受けた事業数1,568件に対して二次評価においてヒアリングを受けた事業が168件、三次評価において質疑を経た事業が8件。)例えば全ての事務事業について数年に一度は必ず二次評価のヒアリングを受けるといったルールを作るなどにより広範かつ網羅的に二次評価以降でヒアリング等の対象となる事業を選定するプロセスを考案することを期待する。	一次評価における評価方法及び手順を見直し、各事業の必要性、効果性及び効率性を客観的に把握できるよう、新たに確認票を設けました。確認票では、必要性、効果性及び効率性の各評価項目について複数の設問を設定しています。各事業については、当該設問への回答結果を踏まえて一次評価を行い、確認票の評価結果が「見直し要検討」となった事業を、二次評価におけるヒアリング対象とする運用に変更しました。これにより、二次評価以降におけるヒアリング対象事業の抽出をより網羅的に行い、事務事業評価の実効性の向上を図っていきます。	令和8年5月15日